

山梨県事業承継促進事業費補助金

事業承継に向けた取り組みに対し**最大50万円**の助成が受けられます！

親族内承継・第三者承継に向けた承継計画の作成と併せて資産価値査定など事業承継に向けた取組を支援します。

【対象者】

山梨県内に本社を有する中小企業者

※申請に当たっては、**山梨県事業承継・引継ぎ支援センター**へ事業承継の相談申込みが必要となります。

【対象となる事業】（M&Aに係わる経費も対象です！）

- ① 企業価値の簡易算定及び提示（金融機関、税理士などが算定）
- ② 保有する技術等のノウハウを整理、見える化した引継ぎマニュアルの作成
- ③ **M&Aの仲介委託※などに係わる経費（仲介委託料、手数料など）**
- ④ その他事業承継を行うに当たり必要と認められるもの

※M&A仲介業者については、「M&A支援機関登録制度」に登録していることが条件です。

【補助率、補助上限額】

補助率：2 / 3 補助上限額：50万円

【対象となる経費】

補助事業を実施するために必要となる次の経費

区分	内容
報償費	専門家の謝金
旅費	専門家の旅費
需用費	引継ぎマニュアル代
役務費	専門家への手数料
委託料	専門家への委託費
使用料及び賃借料	専門家面談の会場費

※次の経費は対象外です。

- ・顧問料
- ・官公庁等の手続きや書類作成、訴訟・トラブル対応に要する経費
- ・諸経費、公租公課（消費税・地方消費税額を含む）
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する経費
- ・他の国、県、市町村などの補助金により、補助対象となっているもの
- ・支出証拠書類により支払ったことを明示できない経費
- ・その他補助事業に直接関わらない経費や、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費
- ・交付決定日以前に着手したもの

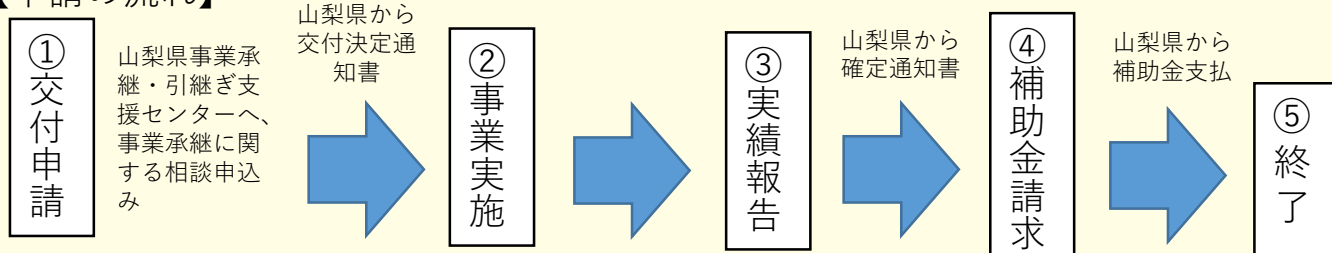
【補助の詳細】

県ホームページに掲載される補助金の交付要綱と様式を必ずご確認ください。

URL:<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/hojokin/syokei.html>

（県ホームページトップ>産業振興課>山梨県事業承継促進事業費補助金）

【申請の流れ】



【お問い合わせ・提出先】

山梨県産業労働部産業振興課 技術・経営支援担当

TEL：055-223-1541 FAX：055-223-1547 E-mail：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：055-243-1830